

Q45 知的障害者の裁判を受ける権利の保障に役立つような判例はありますか。

刑事事件では、訴訟途中で被告人が知的障害等を有するに至ったにも関わらず、障害を考慮することなく、通常の方法で判決の宣告を行った場合に、判決宣告手続きについて、「すくなくともいんあ者同様に専門家の下に判決を理解させるべき措置をしないで原判決を宣告した点には判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続きの法令違反がある」として、原判決を破棄して原審裁判所に差し戻した判決があります（名古屋高裁平成9年2月10日判決、判例集未登載、資料編参照）。この判決は、訴訟手続きにおいて訴訟当事者が障害者である場合には、その障害によって訴訟手続き上不利益に扱われないよう配慮する必要があるとして、「その能力に応じて精神医学と神経心理学の領域で適切な知識と経験のある専門家を通訳人として選任し、その専門家の協力を得て、判決宣告、上訴権の告知を含む訴訟手続きを進めるべき」であるとしています。この判示は民事事件でも参考とされるべきでしょう。その他、53頁の表の番号11も民事事件で証言の信用性を認めた判例として参考になると思われます。

【 アメリカにおける障害者の権利保障の実情は？ 】

アメリカでは、障害者の裁判上の権利保障の二つの流れがありました。一つは、1978年に改正されたリハビリテーション法第504条では「米国における適格障害者は何人たりとも、障害をもつという理由のみによって、連邦政府から補助金を受けるいかなる事業、又は各実施当局及び郵便サービスの実施するいかなる事業においても、参加を阻まれたり、受けるべき利益を損なわれたり、受けるべき利益を損なわれたり、差別を受けたりすることがあってはならない」と定めています。この規定の解説は、「連邦政府の経済的援助を受けている裁判所は民事訴訟のために通訳者を置くよう、特に命令している。第504条により、州や地方自治体が予算 割当財務局等の連邦政府機関から連邦政府の経済的援助を受けている場合には、行政指導ができる」としています。このような障害者差別禁止の流れと並行してアメリカでは、法廷において英語を話すことのできない者に対する訴訟を受ける権利保障のための法制定も進められてきました。1979年、法廷通訳法（「二国語併用者、聴覚障害者、言語障害者のための法廷通訳者法」）が制定されました。この法律は、連邦政府が起こした全ての刑事訴訟、民事訴訟において、法廷は有資格者通訳者を任命しなければならないと定めていました。ここでは、聴覚障害者や言語障害者も対象とされましたが、この法律では、障害者が自ら民事訴訟を提起したり、逮捕

時の通訳まで保障されていませんでした。

このような障害者に対する差別禁止の種々の法改正や新規立法にもかかわらず、障害者に対する差別が深刻化し、広がっているという状況の下で、障害者差別撤廃の運動を背景に、1990年「障害をもつアメリカ国民法」(Americans with Disabilities Act略称ADA法)が制定されました。ADA法では、①障害を持つ者への差別の除去に対する明確で包括的な国としての命令を出すこと、②障害を持つ者に対する差別に焦点を当てた明確で強力な、継続的な、施行可能な基準を提供すること③障害を持つ者のために、この法律で設定されている基準の施行に際し、連邦政府が中心的役割を果たすことを保障すること、④障害を持つ者によって日々直面されている差別の主要な領域に焦点を当てるために合衆国憲法修正14条(法による平等保護)を施行し、取引を規制するための権限を含め、議会の権限を用いることの4つの目的としています。そのために、障害者の雇用、公共事業、公営・私営輸送、公共設備、電気通信における差別を禁止しています。このADA法505条には、この法律に従って開始される訴訟等における弁護士費用の支給も定めており、訴訟的救済も想定した差別禁止の内容となっています。